

# <ワークライフバランス行動指針(抜粋)>

## 5 数値目標(別紙1)

仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について数値目標を設定する。この数値目標は、社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の個人や企業に課されるものではない。10年後の目標値は、取組が進んだ場合に達成される水準(①個人の希望が実現した場合を想定して推計した水準、又は、②施策の推進によって現状値や過去の傾向を押し上げた場合を想定して推計した水準等)を設定することを基本とし、また、その実現に向けての中間的な目標値として5年後の数値目標を設定する。

数値目標 別紙1

|                                     | 数値目標設定指標                           | 現状                         | 目標値                        |                       |
|-------------------------------------|------------------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|
|                                     |                                    |                            | 5年後(2012年)                 | 10年後(2017年)           |
| I 就労による経済的自立が可能な社会                  | ① 就業率<br>(Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)           | 25~34歳 男性 90.3%            | 93~94%                     | 93~94%                |
|                                     |                                    | 25~44歳 女性 64.9%            | 67~70%                     | 69~72%                |
|                                     |                                    | 60~64歳 男女計 52.6%           | 56~57%                     | 60~61%                |
|                                     |                                    | 65~69歳 男女計 34.6%           | 37%                        | 38~39%                |
| ② 時間当たり労働生産性の伸び率<br>(Ⅱ、Ⅲにも関わるものである) | 1.6%<br>(1996年~2005年度の10年間平均)      | 2.4%(5割増)<br>(2011年度)      | -                          |                       |
| ③ フリーターの数                           | 187万人<br>(平成15年にピークの217万人)         | ピーク時の3/4に減少<br>(162.8万人以下) | ピーク時の2/3に減少<br>(144.7万人以下) |                       |
| II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会           | ④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合   | 41.5%                      | 60%                        | 全ての企業で実施              |
|                                     | ⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合               | 10.8%                      | 2割減                        | 半減                    |
|                                     | ⑥ 年次有給休暇取得率                        | 46.6%                      | 60%                        | 完全取得                  |
|                                     | ⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合           | 23.5%                      | 50%                        | 80%                   |
| III 多様な働き方・生き方が選択できる社会              | ⑧ テレワーカー比率                         | 10.4%                      | 20%<br>(2010年まで)           | -                     |
|                                     | ⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合<br>(短時間正社員制度等) | (参考) 8.6%以下                | 10%                        | 25%                   |
|                                     | ⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合                 | 46.2%(正社員)<br>23.4%(非正社員)  | 60%(正社員)<br>40%(非正社員)      | 70%(正社員)<br>50%(非正社員) |
|                                     | ⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率                 | 38.0%                      | 45%                        | 55%                   |
|                                     | ⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合             | 保育サービス(3歳未満児)<br>20.3%     | 29%                        | 38%                   |
|                                     |                                    | 放課後児童クラブ(小学1年~3年)<br>19.0% | 40%                        | 60%                   |
| ⑬ 男女の育児休業取得率                        | 女性: 72.3%<br>男性: 0.50%             | 女性: 80%<br>男性: 5%          | 女性: 80%<br>男性: 10%         |                       |
| ⑭ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間           | 1日当たり<br>60分                       | 1時間45分                     | 2時間30分                     |                       |

### 2. 就学児：放課後保育ニーズ

就学児の放課後保育ニーズは、就学前保育からの利用の継続性を重視し、就学直前の学年(本調査ではH14年生まれを対象としている)のサービス利用意向を用いて算出している。また、サービスの対象年齢は、自治体によっても異なると考えられるが、国全体の集計としては、小学校1年～3年生(7～9歳)を対象として算出している。

#### ＜就学児：7～9歳＞

就学児(7～9歳)の放課後児童クラブのサービス量は、「7～9歳」の児童数に潜在家庭類型構成比を掛け、さらに該当する家庭類型の利用意向(率)を掛けることで算出される。家庭類型(A,B,C,E)の構成比に利用意向率を掛け合わせたものの合計は、53.0%となる。これは、「7～9歳」の児童数全体に対するサービス量の比率を表している。従って、必要とされるサービス量全体(家庭類型ごとのサービス量の合計)は、家庭類型ごとのサービス量を積み上げる他、平成29年の児童数に53.0%を掛けることでも求められる。

|                   | 潜在家庭類型<br>構成比<br>7～9歳 | 放課後児童クラブ<br>利用意向 <sup>※2</sup> |
|-------------------|-----------------------|--------------------------------|
| タイプA ひとり親家庭       | 9.0%                  | 76.3%                          |
| タイプB フルタイム×フルタイム  | 40.0%                 | 73.3%                          |
| タイプC フルタイム×パートタイム | 25.4%                 | 65.0%                          |
| タイプE パート×パート      | 0.4%                  | 59.7%                          |
| 全 体               | 100% <sup>※</sup>     | 53.0%                          |

※家庭類型の全体「100%」には、他の家庭類型も含まれる。

※2「放課後児童」の利用意向：就学直前のH14年生の利用意向を用いている。

#### ＜参考＞就学児の利用意向を用いた場合

|                   | 潜在家庭類型<br>構成比<br>7～9歳 | 放課後児童クラブ<br>利用意向 | 放課後児童<br>+子ども教室<br>利用意向 |
|-------------------|-----------------------|------------------|-------------------------|
| タイプA ひとり親家庭       | 9.0%                  | 58.2%            | 70.7%                   |
| タイプB フルタイム×フルタイム  | 40.0%                 | 58.5%            | 71.8%                   |
| タイプC フルタイム×パートタイム | 25.4%                 | 43.2%            | 60.8%                   |
| タイプE パート×パート      | 0.4%                  | 52.2%            | 66.3%                   |
| 全 体               | 100% <sup>※</sup>     | 39.9%            | 50.9%                   |

## <介護保険法>

### (市町村介護保険事業計画)

第百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七條に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。